

## JCBA・JVCEA 共同 暗号資産に係る 2023 年度税制改正要望書を公表

～Web3.0 政策推進のため、20%申告分離課税と損失繰越による

個人の納税環境整備、法人期末時価評価課税の見直し、資産税の整備について要望～

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（所在地：東京都千代田区、会長：廣末紀之、略称：JCBA、以下当協会）は、税制検討部会（部会長：斎藤 岳）が中心となり、一般社団法人日本暗号資産取引業協会（会長：蓮尾 聡、以下 JVCEA）と共同で、暗号資産に係る 2023 年度税制改正要望書を取りまとめ、7月29日付で金融庁へ提出しましたのでお知らせいたします。

### JCBA・JVCEA 2023年度 暗号資産税制改正 要望骨子

#### 分離課税

- 20%の申告分離課税
- 損失繰越控除（3年間）
- 暗号資産デリバティブ取引についても同様

#### 法人税

- 期末時価評価課税の対象を短期売買目的の保有に限定
- 少なくともまず自社発行分を対象から除外

#### 資産税

- 相続した暗号資産の譲渡による所得を取得費加算の特例対象とする
- 相続財産評価に過去3ヶ月の平均時価の最低額を選択可

#### ■日本における暗号資産税制の課題

GMO インターネットが Web3 ベンチャー支援に特化したベンチャーキャピタルの新会社設立を発表<sup>1</sup>し、実業家である前澤友作氏も Web3 特化型ファンド「MZ Web3 ファンド」を設立<sup>2</sup>するなど、Web3.0 領域への期待が高まっています。国としても 2022 年 6 月 7 日に閣議決定された「骨太の方針」において、「ブロックチェーン技術を基盤とする NFT や DAO の利用等の Web3.0 の推進に向けた環境整備の検討を進める」と明記され、7 月 15 日には経済産業省 大臣官房に Web3.0 政策推進室が設置されました。この Web3.0 のインフラ・決済には暗号資産・パブリックブロックチェーンが基盤となりますが、日本においてはそれを推進するための税制等の環境が他国と劣後してしまっていることから、起業家・利用者が海外へ流出しています。

#### ■税制改正要望について

当協会は毎年、自民党「予算・税制等に関する政策懇談会」に業界団体として唯一参加し要望を行って参りました。本年度も、暗号資産交換業及び暗号資産関連デリバティブ取引業の自主規制団体である JVCEA と共同で、両協会の会員である暗号資産交換業者及び暗号資産・Web3.0 関連ビジネス事業者の意見を集約し、税制改正要望書として下記のとおり取りまとめました。

<sup>1</sup> GMO Web3 株式会社, <https://web3.gmo/>

<sup>2</sup> MZ Web3 ファンド, <https://web3.mzfund.co.jp/>



なお本年は、例年の20%申告分離課税の要望に加え、Web3.0 ビジネスの環境整備を目的として法人税の要望を追加しました。また、相続時の資産税についても要望を追加しました。

## ■要望骨子

### (1) 分離課税

暗号資産取引にかかる利益への課税方法は、20%の申告分離課税とし、損失については翌年以降3年間、暗号資産に係る所得金額から繰越控除ができることを要望する。暗号資産デリバティブ取引についても同様とする。

### (2) 法人税

期末時価評価課税の対象を市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的(短期売買目的)で保有している市場暗号資産に限定し、それ以外のものを対象外とすることを要望する。少なくとも喫緊の課題への対応として、まず自社発行のトークンについて対象から除くことは必須である。

### (3) 資産税

相続により取得した暗号資産の譲渡時の譲渡原価の計算について、取得費加算の特例の対象とすることや、相続財産評価について、上場有価証券と同様、相続日の最終価格の他、相続日の属する月の過去3ヶ月の平均時価のうち、最も低い額を時価とすることを要望する。

## ■暗号資産に関する税制の課題

世界的な Web3.0 への注目から暗号資産の時価総額及び取引金額は、引き続き世界的に大幅な増加を続けており、他の金融商品と同じく有用な決済手段および資産クラスとしての利用が国内外で確立されつつある。また、NFT 取引の決済、メタバースにおける取引決済や DAO におけるメンバー間の取引決済など、バーチャル空間において暗号資産が決済手段の主流となりつつある。そのような中で下記の観点から申告分離課税の導入、法人税の整備、資産税の整備が必要不可欠であると考ええる。

### ①税務申告促進

暗号資産の仕組みや取引の特殊性を鑑みると、利用者による適正な税務申告によって捕捉性を高めることが税の徴収において重要であると認識している。しかし、現状税制では暗号資産による利益は一律の税率でないこと、また申告の有無に関わらず前年度の損失繰越ができないことなどが、利用者による適正かつ積極的な申告の促進を妨げていると思料する。

### ②税の公平性や制度内の整合性

2020年の金融商品取引法や資金決済法の改正により、暗号資産の法規制上の位置づけに重要な変化があった。業界団体による自主規制も行われ、利用者保護や業界全体の健全化も進んでおり、他の金融商品と同じく有用な決済手段および資産クラスとしての利用が国内外で確立されつつある。このような暗号資産の金融商品としての法規制上の位置づけや、他の金融商品の枠組みの中で暗号資産の派生商品が生じている現状を鑑み、有価証券など他の金融商品との税制度における整合性・公平性を担保する必要があると考えている。

### ③海外との競争力確保

暗号資産を利用した資金決済分野の革新やブロックチェーン技術の応用による経済社会の高度化に備え、原則キャピタルゲイン課税とする主要国の暗号資産税制との乖離を縮小する必要がある。

### ④トークンに係る法人期末時価評価課税の見直しによる Web3.0 ビジネスの支援

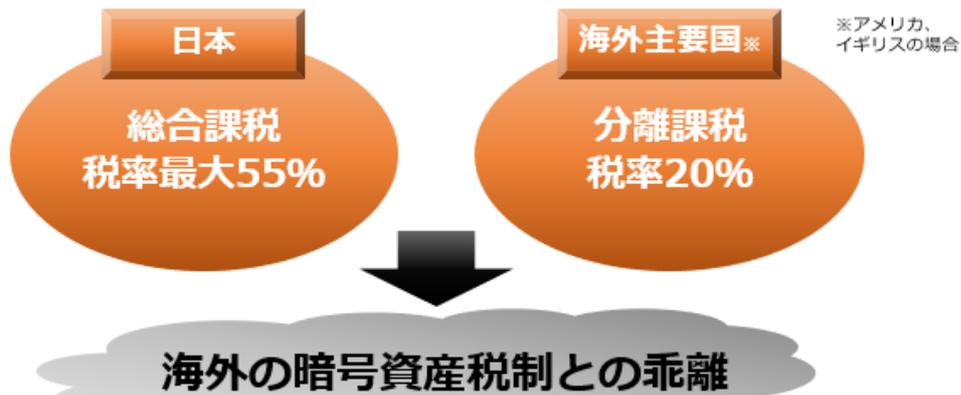
現行の期末時価評価課税は、プロジェクトに関するトークンの販売により資金調達した法人やトークンを購入することでプロジェクトを支援する法人・ファンドへ重い税負担を課すこととなり、日本国内でのブロックチェーン関連事業の起業に重大な障害となるとともに、トークンの発行者や開発者、投資家をはじめとするプロジェクト関係者の海外流出を招いている。法人による暗号資産保有目的の多様化にもかかわらず一律期末時価評価課税の対象とすることは、法人の事業遂行や日本での起業を妨げ、日本政府が掲げる Web3.0 推進の妨げとなる。



⑤相続時に過大な税負担となるケースの解消

資産税においては、暗号資産は相続時の時価に基づき相続税が課税され、かつ暗号資産の譲渡時に取得費加算の特例の対象とならないことから、相続人が相続税と所得税を最高税率で負担する場合もあるなど、相続した暗号資産の時価評価額以上の過大な税負担となっている。

■個人税の背景



ブロックチェーン技術などによる経済社会の高度化に向け強い競争力を確保するため、乖離縮小が不可欠

12

■法人税の背景

- 背景：
- 企業における暗号資産の保有目的は多様化
  - 自社発行トークンを保有するWeb3.0関連スタートアップも

しかし現状の取扱いは…



担税力なく税負担

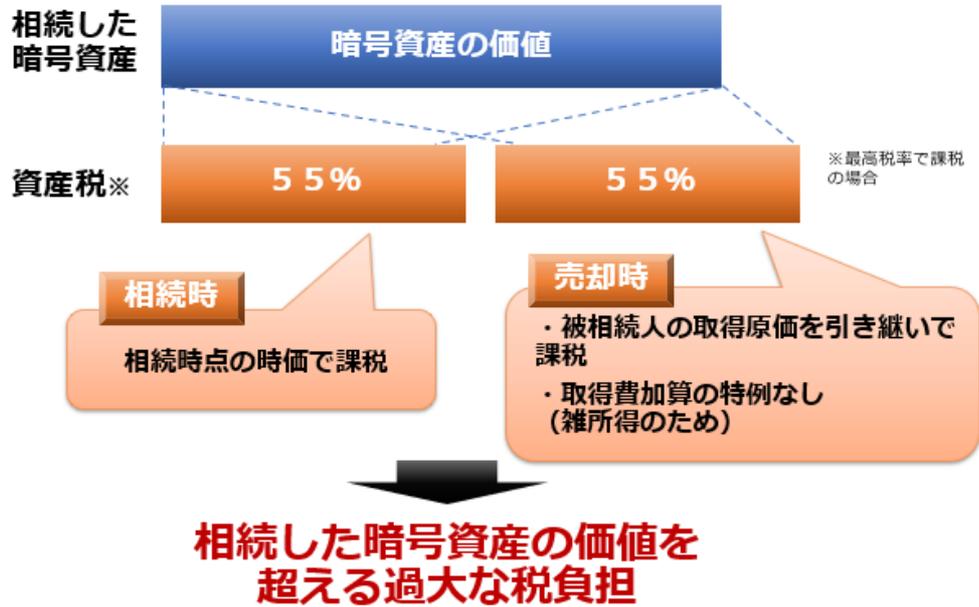
投資の障害

有力企業の海外流出

## ■資産税の背景

※最高税率で課税の場合

### 背景：



26

### ■添付資料について

#### ・投資家アンケートの実施

現状の税制から分離課税にすることにより懸念される収税への影響に対して一般の暗号資産投資家の方々を対象にした暗号資産税制に関するアンケート調査を実施。昨年比約2.4倍の26,000件を超えるアンケート回答よりデータ分析を行い、増収効果と申告分離課税導入の有効性を示した。また、保有目的について約30%がNFTの購入のためと回答した。

### ■資料のダウンロード

- ・「2023年度税制改正に関する要望書」(PDF)
- ・添付1. 概要説明資料 (PDF)
- ・添付2. 暗号資産の税務申告と税制改正要望に関するアンケート調査結果 (PDF)
- ・添付3. 暗号資産の各国税制比較表 (PDF)
- ・添付4. 暗号資産の税務申告と税制改正要望に関するアンケート調査結果に基づく分析結果(PDF)

詳細は下記よりダウンロード願います。

<https://cryptocurrency-association.org/news/main-info/20220803-001/>

## ■税制検討部会について

活動内容 :

日本における暗号資産（仮想通貨）、ブロックチェーン、Web3 ビジネスの健全な成長のため、税制の課題について議論し、税制改正要望等の提言やロビイングを目的に活動しています。

部会のページ：<https://cryptocurrency-association.org/subcommittee/tax/>

部会の運営体制：

部会長	斎藤 岳	株式会社 pafin	代表取締役
副部会長	竹ヶ原 圭吾	コインチェック株式会社	常務執行役員
法律顧問	増島 雅和	森・濱田松本法律事務所	パートナー
	下尾 裕	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	外国法共同事業 スペシャル・カウンセラー
	福井 崇人	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	外国法共同事業 弁護士
	泉 絢也	千葉商科大学	商経学部 准教授
	遠藤 努	長島・大野・常松法律事務所	パートナー
執筆協力	八木橋 泰仁	クリプトリンク株式会社	ファウンダー・顧問
		／税理士法人ファシオ・コンサルティング	代表税理士

## ■協会概要

企業名 : 一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会  
(Japan Cryptoasset Business Association) 略称 JCBA  
所在地 : 東京都千代田区鍛冶町1丁目10番6号 BIZ SMART 神田901号室  
代表者 : 会長 廣末 紀之 URL : <https://cryptocurrency-association.org>  
設立 : 2016年3月

事業内容 :

暗号資産・ブロックチェーン上のデジタル資産に関連するビジネスについての知見の共有、会員の意見集約、業界課題の解決に向けての論点整理や提言を通じたビジネス環境整備・促進、普及啓発活動に取り組んでいます。

- ・分科会：現在 12 部会 税制検討、ICO・IEO、ユースケース、金融、NFT、ステーブルコイン、DeFi、セキュリティ・システム等
- ・定期勉強会：法規制、税務会計、技術、ビジネス面に関するテーマで毎月開催
- ・提言、要望：業界課題の論点整理、政党や監督官庁への提言・要望
- ・外部講演活動：講演等による普及啓発、司法当局や消費者センター等への講演及び協力など

## ■会員企業について

正会員：31社 準会員：82社 特別会員：4社 団体会員：7社 計124社（2022年8月1日時点）  
暗号資産交換業者、ブロックチェーン・NFT関連事業者、その他暗号資産関連ビジネス事業者、金融商品取引業者、システム・セキュリティ関連事業者、法律事務所、会計監査法人、税理士事務所、研究・教育機関など

会員一覧：<https://cryptocurrency-association.org/member/>

---

## 【プレスリリースに関するお問い合わせ先（報道機関窓口）】

### ■プレスリリースに関するお問い合わせ先

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）事務局

TEL：03-3502-3336 E-mail：[pr@cryptocurrency-association.org](mailto:pr@cryptocurrency-association.org)